

令和4年（ネ）第287号 国家賠償請求控訴事件

控訴人（被控訴人 第一審控訴人） 三輪 唯夫 外3名

被控訴人（控訴人 第一審被告） 岐 阜 県

訴えの変更申立てに対する意見書

令和5年9月14日

名古屋高等裁判所 民事第2部De係 御中

被控訴人（控訴人 第一審被告）岐 阜 県

訴訟代理人 弁 護 士 端 元 博 保

同 弁 護 士 伊 藤 公 郎

同 弁 護 士 池 田 智 洋

控訴人（被控訴人 第一審原告）の、令和5年6月29日付訴えの変更申立書に対し、被控訴人（控訴人 第一審被告）岐阜県は、以下のとおり意見する。

1 意見の趣旨

一審原告らによる抹消請求の対象にかかる変更の申立ては、認められるべきではない。

2 意見の理由

訴えの変更については、請求の基礎に変更がない限り、口頭弁論の終結に至るまで、請求又は請求の原因を変更することができる。ただし、これにより著しく訴訟手続を遅延させることとなるときは、この限りでない、とされている（民事訴訟法297条、143条）。これを本件についてみた場合、以下に述べる理由から、訴えの変更は認められるべきではない。

- (1) 原判決は「原告らは、警察庁及び岐阜県警等が、原告らに関し収集し、保有した一切の情報の抹消を求めているが、警察庁及び岐阜県警等が収集し、保有している原告らの情報が特定されていない」（判決文40ページ16行

目)として、抹消請求に係る訴えを却下する判決をしたところ、一審原告らは、控訴審においても「抹消の対象となる個人情報には十分に特定できている」(一審原告ら控訴理由書第5の3)などと原審と変わらぬ具体的根拠を伴わない主張を繰り返すのみならず、原判決の「作為の対象が一義的に明確にされる必要がある」と判示した部分の解釈を「抹消対象の情報を特定する基準として誤っており、断じて許容できない」(一審原告ら控訴理由書第5の2・29ページほか)「過度な具体性までをも要求するもの」(同30ページほか)「民事訴訟法の解釈適用を誤った違法がある」(同31ページ)などと独自の見解を縷々主張しておきながら、他方で「原告らには公安警察が収集保有する情報について把握する手段が存在しないがゆえに請求の対象を『その他の一切の情報』とせざるを得ないという実情に鑑みて、原告らに関する一切の個人情報についての抹消を命ずる判決を出すべきである。」(一審原告ら控訴理由書第5の5・35ページ)などと、情報の特定を実質放棄したともとれる主張が認められるなど、請求の特定に関して一貫性のない主張の繰り返しに終始しているのである。

そして今回、一審原告らは「請求の趣旨は十分特定されていたと考えるが、なお念のため」(一審原告ら訴えの変更申立書第2の1)として、突如議事録の内容を予備的請求として追加したものであるが、請求の趣旨の主位的請求はこれまで同様に抽象的であり、予備的請求についても「文書等」などと拡張されており、とても特定されているとは言えず、本質的に従前の主張と何ら変わっていない。

そもそも情報の特定が十分にできているというのであれば訴えの変更など不要であるところ、「念のため」などと前置きをした上で行われた今回の申立ては、従前の主張が自ら不十分であることを認めているようなものである。

以上のとおり、一審原告らによる訴えの変更の申立ては、その趣旨及び一審原告らのこれまでの訴訟態度に鑑みれば、著しく訴訟手続きを遅延させることを意図したものであることは明らかである。

- (2) また、原判決が一審原告らの訴えを不合法として却下しているところ、控訴審裁判所が原判決判断を不当としてこれを取り消す場合は、事件につき更に弁論をする必要がないときを除き、原則として自ら請求の当否の審理に入ることなく、事件を原審に差し戻さなければならない(民事訴訟法第307条)。原審において抹消請求に関する審理が尽くされていないにもかかわらず、

控訴審において訴えの変更が認められ、審理が行われることになれば、当方の審級の利益が害されることは明らかであり、民事訴訟法307条の規定に反することになる。また、万が一、裁判所が訴えの変更を認める余地を有しているとしても、その場合は、控訴審で訴えの変更を認めて本案の審理を行う前に、まず事件が第一審に差し戻されたうえで、訴えの変更が認められるか否かが論じられるべきである、という点も付言する。

3 結語

以上のとおり、一審原告らによる訴えの変更申立てについては、訴訟手続を著しく遅延させるものであることに加え、訴えの変更を許すことによって、被控訴人岐阜県の審級の利益を害することが明らかであるから、認められるべきではない。

以上